

7. サービスの質の向上

利用者に質の高いサービスを提供する取組を継続的に行うための目安として、平成12年6月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」を作成し、障害者・児施設等による自己評価を実施している。

第三者評価事業については、事業の更なる普及・促進を図るため、平成16年5月に、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン、第三者評価事業推進体制等について示した指針を各都道府県に通知し、平成26年4月に更なる質の向上のため見直したところである。平成17年3月に、障害者・児施設に関する各項目の判断基準等については各都道府県に通知しており、順次見直しの予定。

8. 専門職種の養成・確保

(1) 福祉専門職

福祉専門職の養成確保については、「社会福祉法」に基づき、社会福祉事業従事者等に対する研修や無料職業紹介事業等を実施する都道府県福祉人材センター及び社会福祉関係職員の福利厚生充実を図る福利厚生センターが設置されるなど、総合的な社会福祉従事者確保の対策が進められている。

ア 社会福祉士、介護福祉士

身体上、精神上的の障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対して、専門的知識及び技術を持って福祉に関する相談援助を行う社会福祉士については、資格登録者数165,645人（平成26年1月末）、専門的知識及び技術を持って心身の状況に応じた介護や介護指導を行う介護福祉士については、資格登録者数1,185,022人（平成26年1月末）を数えることとなった。

平成23年度に法改正し、喀痰吸引（たんの

吸引）等が介護福祉士の業務として位置付けられ、平成27年度からの施行が予定されている。

イ 精神保健福祉士

精神障害のある人の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士を国家資格化する「精神保健福祉士法」が平成9年12月に成立し、平成10年4月から施行された。同年以降、精神保健福祉士は着実に養成されており、有資格者数は62,883人（平成26年3月末）を数えることとなった。

(2) リハビリテーション従事者

高齢化の進展、疾病構造の変化等に伴い、リハビリテーションの必要性、重要性が一層増してきている。そのため、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていくことが重要である。

ア 理学療法士、作業療法士

理学療法士及び作業療法士は、身体や精神に障害のある人々に対し、基本的動作能力・応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法を行う専門職である。平成25年4月現在で理学療法士の養成施設は13,647名、作業療法士の養成施設は7,235名の定員が確保されている。

イ 視能訓練士、義肢装具士

両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う視能訓練士、義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う義肢装具士の養成施設についても、平成25年4月現在それぞれ1,343名、313名の定員が確保されている。

ウ 言語聴覚士

音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハ